

議案第 6 0 号

岩倉市手数料条例の一部改正について

岩倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市手数料条例の一部を改正する条例

岩倉市手数料条例（平成12年岩倉市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第9中

放課後児童健全育成手数料	1月	3,000円	毎月の末日まで	土曜日及び岩倉市立学校管理規則（昭和46年岩倉市教育委員会規則第6号）第6条に規定する学校の休業日の午前7時30分から午前8時までは1日につき50円、午後6時から午後6時30分までは1日につき50円、午後6時から午後7時までは1日につき100円を加算する。ただし、加算した手数料の徴収の時期は、翌月の末日までとする。
--------------	----	--------	---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

を

放課後児童健全育成手数料	通年利用するとき	1月	3,000円	毎月の末日まで	土曜日及び岩倉市立学校管理規則（昭和46年岩倉市教育委員会規則第6号）第6条に規定する学校の休業日の午前7時30分から午前8時
	学校の休業日等のみ利用す	学年始休業日等（4月1日	900円	4月末日まで	

るとき	から第1学期始業式の日までをいう。)			までは1日につき50円、午後6時から午後6時30分までは1日につき50円、午後6時から午後7時までは1日につき100円を加算する。ただし、加算した手数料の徴収の時期は、翌月の末日(学校の休業日等のみ利用するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期)とする。
	夏季休業日等(第1学期終業式の日から第2学期始業式の日までをいう。)のうち第1学期終業式の日から7月31日まで	1,400円	7月末日まで	(1) 学年始休業日等 5月末日 (2) 夏季休業日等のうち第1学期終業式の日から7月31日まで 8月末日
	夏季休業日等のうち8月1日から第2学期始業式の日まで	3,000円	8月末日まで	(3) 夏季休業日等のうち8月1日から第2学期始業式の日まで 9月末日 (4) 冬季休業日等 1月末日 (5) 学年末休業日等 4月末日

	冬季休業日等 （第2学期終業式の日から第3学期始業式の日までをいう。）	1,000円	12月末日まで
	学年末休業日等（修了式の日から3月31日までをいう。）	900円	3月末日まで

に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。